

2020年 5月 23日 改定4

明治大学技術士会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「明治大学技術士会（以下「明大技術士会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互による科学技術の交流と親睦を図り、我が国の産業の向上並びに母校明治大学の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行い、活動規約は別途定めるものとする。

- (1) 講演会及び見学会の開催、研究発表会の運営
- (2) 会員相互の啓発、親睦及び連携
- (3) 技術相談及び技術士の派遣
- (4) 明治大学の学生及び卒業生に対する技術士資格の取得支援
- (5) 明治大学が JABEE 認証を得るための支援
- (6) 日本技術士会が行なう事業への協力と支援

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員資格は明治大学に繋がる、以下の者とする。

- (1) 技術士法に規定された技術士及び技術士補に登録された者、若しくは技術士法に定められた技術士及び技術士補となる資格を有する者
- (2) 明治大学の教職員
- (3) 明治大学の出身者で、弁理士等の公的資格を有する者及び博士号取得者等、会員に相応しいと認めた者

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は所定の入会申込書を本会に提出する。

(会費)

第6条 会員は総会で決定した年会費を納入する。

(資格の喪失)

第7条 会員は次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会の届出
- (2) 死亡
- (3) 除名

(退会)

第8条 会員が本会を退会するときはその旨を本会に届けるものとする。



(除名)

第9条 会員が次に該当するときはその会員を除名することができる。

- (1) 本会の目的に反する行為をしたとき
- (2) 技術士の資格を消失したとき

(会員原簿)

第10条 本会に会員原簿を備え、都度会員の動静を記載する。

第3章 総会

(構成)

第11条 総会は本会の最高意思決定機関であり、定時総会及び臨時総会とする。

- 1 総会は会員を持って構成する。
- 2 定時総会は年1回(5月)開催する。
- 3 臨時総会は幹事会が必要と認めたとき開催する。
- 4 総会の開催方法は、会員の参集出席による開催と書面開催があり、幹事会によって決議する

(議長)

第12条 議長は幹事会で決定する。

(議事)

第13条 総会においてはこの会則に定めるものの他、次の事項を決定する。

- (1) 活動報告及び決算の承認に関する事項
- (2) 活動計画及び予算の決定に関する事項
- (3) その他、総会に於ける議決が必要と認められた重要事項

(議決)

第14条 総会の議決は出席者の過半数(委任状を含む)の決議をもって定める。

2. 書面開催の場合、書面投票者(電子式投票者及び委任状出席者を含む)の過半数の決議をもって定める。

(議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成する。

第4章 幹事会

(構成)

第16条 本会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長の招集によって開催される。
- 3 幹事会は全ての役員をもって構成する。

(議事)

第17条 幹事会はこの会則に定めるものの他、次の事項を決定する。

- (1) 本会の会務執行の決定に関する事。
- (2) 活動計画及び予算の作成に関する事。
- (3) 会則改正案、内規規定作成、改正及び廃止に関する事。
- (4) 総会の開催及び運営に関する事項



(議決)

第18条 幹事会の議決は出席者の過半数の決議を持って定める。

(議事録)

第19条 幹事会の議事については、議事録を作成する。

第5章 役員

(役員)

第20条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
幹事長	1名
幹事	15名以内
監事	2名以内

(選任)

第21条 役員は総会に於いて選出決定する。

- 2 役員に欠員が生じたときの補充は会長が会員より人選し、幹事会で決定し総会にて承認する。

(職務)

第22条 役員の職務は以下とする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 幹事長は、会長を補佐し、会務の統括補佐をする。
- (3) 幹事は総務、会計、渉外、広報、企画、業務等に関してその任に当たる。
- (4) 監事は業務監査及び会計監査を行なう。

(任期)

第23条 役員の任期は2年度とする。但し、再任を妨げない。

- 2 第21条2項により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問、参与)

第24条 本会に顧問、参与を置くことができる。

- 2 顧問は本会の運営に適切な助言、指導をお願いし得る方で、幹事会で推挙し了承された者を候補とし、総会で承認を得た者。
- 3 参与は会長を務めた者で、本人の許諾を得た者。

第6章 運営

(運営)

第25条 本会を運営するため事務所を設置する。

- 2 事務所は会長の指定する場所に設置する。
- 3 必要と認められた場合、支部、部会及び委員会を置くことができる。

(経費)

第26条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

第7章 会計

(収入及び支出)

第27条 収入及び支出は次の項目を定める。

1. 収入

本会の収入は次の項目をあてる。

- (1) 年会費： 2,000円
- (2) 寄付金
- (3) その他雑収入

2. 支出

本会の各種経費等の支出は幹事会の決議により定める。

(事業・会計年度)

第28条 本会の事業・会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(帳簿)

第29条 本会は次の帳簿を備える

- (1) 会則
- (2) 会員原簿
- (3) 役員名簿
- (4) 会費、寄付金等収入簿
- (5) 金銭出納帳
- (6) その他(総会議事録、幹事会議事録、委員会議事録、活動報告書等)

2. 個人情報保護の観点から、帳簿管理は別途細則に定める。

(予算)

第30条 会長は事業・会計年度毎に、次の書類を作成し、幹事会の承認を経て、総会に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 収支予算書

(決算)

第31条 会長は毎事業・会計年度の終了後、次の書類を作成し、幹事会の承認を経て、総会に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 余剰金処分案または欠損処分案

第8章 会則の変更と解散

(会則変更)

第32条 本会則の変更は幹事会の承認を経て総会の議決により決定する。

(解散)

第33条 本会は幹事会の承認を経て総会の議決により解散することができる。

2 解散時余剰金及び残余資産があるときはこれを明治大学に寄付する。



第9章 補則

(細則)

第34条 本会則に必要な細則は幹事会において定める。

(個人情報保護の取り扱い)

第35条 本会が活動を推進するために必要とする、個人情報の取得、利用、提供及び管理については別途定める「明治大学個人情報保護に関する基本方針」により、適正に運用するものとする。

第10章 附則

1. 本会則は総会での議決後、2020年(令和2年)5月23日から施行する。

改訂履歴

(制定時附則)

- 1 本会則は総会での決定後、承認されたものとして2016(平成28)年10月22日から施行する。
- 2 第14条の定めに関わらず、次期総会において役員が選出されるまでは、現役員がその職務を継続する。
- 3 本会の最初の会計年度は第23条の規定に関わらず本会設立の日に始まり、2017(平成29)年3月31日に終わる。但し、本会設立に必要な準備に支弁した経費は本会の経費としてこれを充当することができる。

(改定1) 2017(平成29)年5月27日開催の第1回定時総会にて次の改定を行った。

- (1) (事務所) 第4条を追加(旧記載なし)
- (2) 第4条を追加したことに伴い、第4条から第29条を第5条から第30条に条文数を変更
- (3) 第24条に標題(会計年度)を追加
- (4) (個人情報の取り扱い) 第31条を追加(旧記載なし)

(改定2) 2018(平成30)年5月19日開催の第2回定時総会にて次の改定を行った。

- (1) 第4条事務所を削除し、第25条2項事務局の項目を追記統合した。
- (2) 第20条役員に幹事長を明示した。
- (3) 第4条から、第35条まで条文数を変更

(改定3) 2019(令和元)年5月25日開催の第3回定時総会にて次の改定を行った。

- (1) 幹事定員を10名から12名に変更した。

(改定4) 2020年(令和2年)5月23日開催の第4回定時総会で決議され、次の改定を行った

- (1) 第20条役員において幹事を最大15名に拡大した
- (2) 第14条に総会の書面開催について追記した

以上